

社会福祉法人 大島福祉会
給与改善手当（特定）規定

（目的）

第1条 この規定は、社会福祉法人大島福祉会（以下「法人」としいう。）給与規定第3条に規定する給与とは別に、厚生労働省が2019(令和元)年度から創生した特定処遇改善加算制度に基づき法人の職員に対し支給する給与改善手当（特定）について必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 法人の職員のうち、年度の年収見込みが440万円を上回る職員と宿直員及び再雇用の用務員を除く職員に支給する。

（支給額）

第3条 給与改善手当（特定）の支給額は、特定処遇改善加算制度による加算額を、分配ルールに基づき定めた額とする。

（分配ルール）

第4条 職員をA・B・Cのグループに分ける。

グループ	対象職員		支給額
A	主任介護職員		40X円
B	介護職員	介護福祉士取得者	2X円×(経験年数+1)×常勤換算
		介護福祉士未取得者	X円×(経験年数+1)×常勤換算
C	他の職員		X円×(経験年数+1)×常勤換算

※ Xの金額は特定処遇加算制度による加算額の見込みより設定し、年度末には上表の比率に応じて精算する。ただし、年度途中で見込み通りに推移していない場合は、Xの金額の再設定を行う。

2 前項の経験年数は当法人での経験年数とし、中途採用者については採用時の前歴加算表（給与規定）の加算割合を経験年数とみなし加算する。

（支給日）

第5条 給与改善手当（特定）は、給与に加えて月1回支給する。

（在籍の限定）

第6条 給与改善手当（特定）は、支給日現在に在籍していない者については、支給しない。

（その他）

第7条 この規定は、特定介護職員処遇改善加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附則（施行期日）

この規定は、2019(R1)年10月1日から施行する。